

議案第 170 号

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年川崎市
条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 32 条」を「第 33 条」に改める。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（サテライト型住居の設置）

第 11 条の 2 無料低額宿泊所の設置者は、本体となる施設（入居定員が 5 人
以上 10 人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）
と一体的に運営される附属施設であって、入居者の利用期間が原則として 1
年以下のもの（入居定員が 4 人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」
という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね 20 分以内で移動できる場所
に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 1の本体施設に附属して設置することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所の設置者は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

本則に次の1条を加える。

（サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用）

第33条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の施行に伴い、サテライト型住居の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定するものである。